

# 税 務 署 だ よ り



## インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

### 自宅で e - T a x



e-Taxを使うと**自宅やオフィス**から届出書の提出や申告・納税など各種税務手続きができます。また、**e-Tax**により**インボイス発行事業者の登録申請**を行うと、**登録通知書を電子データ**で受け取ることができます。

< 法人向け >  
e-Tax  
ホームページ



< 個人向け >  
e-Tax  
ホームページ



### 2 割 特 例



免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、**納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例**があります。

※ 2割特例の適用には、2年前（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であるなど、要件があります。

※ 2割特例を適用できない場合でも、2割特例と同様、納付税額を売上げに係る消費税額から計算する「簡易課税制度」もあります（業種ごとに決められた割合により計算します。）。

簡易課税制度の適用には、事前に届出書の提出が必要です。

2割特例ページ



簡易課税制度



### インボイス制度特設サイト



- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度  
特設サイト



### インボイス制度についての一般的なお問合せ先



インボイス  
コールセンター **0120 - 205 - 553**（無料）

9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く）

国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表

